

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

小項目 No. 13 現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施

【中期計画】

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。

●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

【年度計画】

(1) 総論

ア. 南南協力支援事業について、課題別指針を取りまとめる。

イ. 開発途上国の人材や組織ネットワークづくりについて、帰国研修員の現所属等にかかるデータベースの更新又は新規作成を促進する。

ウ. 現地又は第三国のリソースの活用の促進のため、在外事務所・関係各部間のデータの共有を図る。

エ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト及び民間提案型プロジェクトの公示案件数を増加させる。

オ. 国別・地域別支援委員会をラオス等5ヶ国、中米カリブ地域等8地域について設置開催し、学識経験者の参画を得る。

カ. 技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会等についても、学識経験者等の参画を積極的に進める。

キ. 上記に加え、途上国の総合的能力開発にかかる取り組みのあり方についての考え方・方針を整理し、案件の発掘・形成や事業の実施に際して留意すべき事項をまとめる。

ク. また、案件を効果的・効率的に実施するために、情報通信技術を活用した遠隔技術協力 (JICA-Net) を推進する。平成15年度は事例の紹介、広報活動などを通して、JICA職員、専門家・国内支援組織も含む機構内外の関係者へのJICA-Netの浸透を図る。

【当年度における取り組み】

技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、ならびに各種事業における現地のコンサルタント・NGO等の活用を図

った。また、事業における民間のノウハウを活用するため、「提案型技術協力プロジェクト」及び「民間活用型技術協力プロジェクト」の実施を推進したほか、技術協力事業にかかわる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。

1. 南南協力支援事業の充実等

(1) 南南協力支援事業の充実

主要な南南協力支援事業のうち、開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、各国の現地事情により適合した技術研修を実施する事業である第三国研修については、平成15年度通年で151件（平成14年度139件）、協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業である第三国専門家については同113人（平成14年度109件）の実績であり、それぞれ一定の増加を達成した。また、JICA内の関係部署や元専門家等からなる課題チームを中心として、概念整理、類型化、実施上の留意点などを含む「南南協力支援ガイドブック」を作成するとともに、これまでの議論の結果を課題別指針の形に取り纏めるべく、指針のドラフト作成を行った。

(2) 開発途上国の人材・組織のネットワーク化

技術協力事業の成果の普及・発展の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めるため、同窓会員名簿・データベースの新規作成・更新、会員募集、地域会合の開催、各種セミナー・スタディーツアーの実施など、各種活動に対する支援を行った。その結果、ネットワーク形成について平成15年度下半期には、ジンバブエなど3カ国が新規に帰国研修員同窓会を設立し（世界全体で合計92カ国）、全世界で5,412人の新規会員の加入などの成果をあげた。これらの同窓会は、青年海外協力隊のホームステイ受け入れ先となったり、専門家への現地事情の説明や安全対策情報の提供などの面で、機構の事業に貢献している。

(3) 現地又は第三国のリソースの積極的な活用

現地リソースの活用については、技術協力プロジェクト・開発調査など各種技術協力事業において現地NGO及び現地コンサルタントの活用を推進している。15年度通年の実績では、技術協力プロジェクトでは、住民の生活状況調査などについての現地コンサルタントへの委託は72件、住民に対する啓発活動や生活改善活動などに関する現地NGO等との連携件数は27件であった。また、開発調査・無償資金協力基本設計調査などの業務実施契約において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを再委託した契約の割合は49.4%であった。

第三国リソースの活用については、主に上記南南協力支援事業において積極的に推進しているが、これを更に促進するため、15年10月のアセアン地域協力推進会議において、各国が保有している同事業関連のデータベースの活用及び共有方法等について検討を行った。

2. 事業における民間の活用

民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で事業を委託する「提案型技術協力（略称：PROTECO）」、ならびに実施段階で民間の参加を募り事業を委託する「民間活用型技術協力プロジェクト」については平成14年度に制度を整備し、事業の実施に向けて準備を進めてきた。15年度下半期には、「提案型技術協力（略称：PROTECO）」について15年度上半期までに公示した15案件（スリランカ「南部地域の村落の生活向上」など）を、委託先とともにプロジェクト形成調査や実施協議調査等を実施又は準備したほか、新たに1件の公示を行った。

また、「民間活用型技術協力プロジェクト」については、ベトナム「森林火災跡地復旧計画（フェーズ1）」など、新たに2件を公示の上、実施に移した（14年度実績は3件）。

3. 技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

機構では、国別・地域別での中期的な計画の策定や当該国の横断的な課題にかかる案件の実施に際しては国別支援委員会（フィリピン、ベトナム、タイ、ラオス、アルゼンチン）及び地域別支援委員会（大洋州地域、南西アジア地域、中米カリブ地域、南米地域、南部アフリカ地域、西アフリカ地域、中・東欧地域）、技術協力プロジェクト・開発調査の実施に際しては国内委員会や作業監理委員会を設置するなどし、国民各層から様々な提言・助言を得ている。

また、研修事業の実施に際しては、地域の自治体、各種団体、住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

なお、上記各種委員会においては、特に学識経験者やNGOの参画を積極的に得ており、平成15年度下半期の実績では、学識経験者・NGO等の参加を得たものが占める割合は国別・地域別支援委員会95.7%、国内支援委員会64.8%、作業監理委員会38.6%、外部有識者評価委員会100%となっている。

※以下の2項目（4～5）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

4. 途上国の総合的能力開発にかかる取り組み

国際社会において、ミレニアム開発目標（MDG）達成に向け途上国の能力が制約要因と認識され、能力開発を効果的に行うことがその達成のために必要と認識されてきていることを踏まえ、機構としては、独立行政法人化までも能力開発の視点から自身の実施してきた事業の特徴の分析や、国際シンポジウムの開催（15年1月）を通じ能力開発にかかる考え方の共有を図ってきたところである。

このような背景のもと、独立行政法人化後も引き続き機構の事業に能力開発の視点を組み込み効果的に反映させてゆくため、特に15年度は主として機構職員の啓発並びに実践的な経験の共有の観点から以下の取り組みを行った。

（1）途上国の総合的能力開発にかかる取り組みのあり方について、事業の効果向上に資するため考え方・方針を整理し、案件の発掘・形成や事業の実施に際して留意すべき事項をハンドブッ

クとしてとりまとめ、事業関係者に配布し内部周知に努めた。

(2) 16年2月に国際シンポジウム「途上国の能力開発と有効な援助—より創造的なパートナーシップを求めて」を開催し、他ドナーや途上国関係者約190名の参加を得て、わが国その他による協力の事例とそれらに基づく教訓の意見交換、取りまとめを行った。

(3) 機構内部に横断的に設置した援助アプローチにかかる課題チーム（能力開発グループ）により途上国の総合的な能力開発について機構内部の勉強会を行った。

5. 情報通信技術を活用した遠隔技術協力（JICA-Net）

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、事例紹介、広報活動などを通じて、機構内外の関係者へのJICA-Netの推進を図った。その結果、平成15年度下半期の実績は、利用時間数1,110時間（通年計1714.97時間）、参加者数8,686名（通年計14,375名）となり、それぞれ通年単位で対前年度比107%、191%の増加となっている。

また、JICA-Netのコンテンツについても、研修機関主導の開発のほか、在外の専門家、プロジェクト、ボランティアなどの現場からのリクエストによる開発も進め、平成15年度下半期に69件（通年115件。平成14年度までに開発したコンテンツ数は120件。）のコンテンツを新規開発した。開発されたコンテンツの例としては、「日本の教育経験」、「教育におけるITの活用」、「母子手帳セミナー」、「地域開発セミナー」、「言語別技術用語集」、「船舶管理概要」、「電気通信の競争政策」、「日本の電気通信の歩みと民営化」、「工場作業改善の基礎」、「品質管理の基礎」などがあり、分野は多岐にわたる。

時期 (平成15年度)	講義・セミナー・会議の 時間数	講義・セミナー・ 会議の 参加者数	新規コンテン ツ数*
第一四半期	265.50 時間	2,830 名	23 件
第二四半期	299.75 時間	2,544 名	23 件
第三四半期	416.26 時間	4,177 名	35 件
第四四半期	733.46 時間	4,824 名	34 件
通年	1714.97 時間（平成 14 年度実績に対し 107% 増加） （講義・セミナー：62%、 会議：38%）	14,375 名（平成 14 年度実績に対 し 191%）	115 件

*すでに開発済みであったコンテンツの再放送や同一番組の再放送などは除いた、純粋に平成15年度内に新規開発したコンテンツの数である。

小項目 No. 14 案件の適切な投入要素の決定

【中期計画】

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのために、

- 技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。
- 派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。
- 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。

【年度計画】

- ア. 技術協力案件の目標と活動範囲の一層の明確化を図るため、事前の調査・評価を充実させる。
- イ. 派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する既存データベースに蓄積されている情報量を増加させるとともに、これらデータベースの活用を推進する。
- ウ. 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備の一環として、技術協力プロジェクト実施ガイドラインの改訂及び電子版化を進める。
- エ. 上記に加え、技術協力案件にかかる手続きの迅速化及び合理化を図るため、現行の業務フローを見直し、改善が可能な手続きの洗い出しと取り組みの優先順位付けを行う。

【当年度における取り組み】

技術協力案件の速やかな実施、及び実施に際しての適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前評価調査の充実、専門家・調査団等の情報蓄積・活用、技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備などに取り組んだ。

1. 目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実

技術協力プロジェクトの目標、協力計画等を作成し、妥当性を判断するとともに必要な投入予算を確認するため、事前評価を行っている。平成15年度では、比較的規模の大きな全ての新規案件について事業事前評価表を作成し、評価監理室による審査を行った。また、総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクトについても実施計画書を作成し、その中で案件の妥当性、計画内容、総投入額を確認するほか、必要に応じて事前評価調査を実施して事業事前評価表を作成している。

また、開発調査においては、新規案件全件につき事前調査を実施して、事業事前評価表を作成したほか、評価表の作成要領の改訂、類型毎の記入例やチェックリストの作成など、調査内容の充実のための環境整備に取り組んだ

2. 専門家・調査団等の情報蓄積・活用

技術協力プロジェクト案件データベース、事業（調査団・機材等）・予算執行管理データベース、専門家データベース、研修員データベースなど、技術協力に係わる各種データベースについ

て、情報量を増加させるとともに、蓄積された情報を、プロジェクト設計や新規案件検討、専門家リクルート対象者の把握や研修事業の進捗管理などに活用した。また、右活用を促進するため、随時、職員に対するマニュアルの作成や研修を実施するとともに、職員へのヒアリングを通じ、データベースの使い易さの向上を図った。

3. 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備

15年度下半期には、16年度からの課題部の再編に向けた準備として、技術協力プロジェクトの概念整理から実施方法まで網羅した「技術協力プロジェクト・マニュアル」（「技術協力プロジェクト実施ガイドライン」を含む）や「技術協力プロジェクト/個別案件実務マニュアル」などを基に、「課題部業務マニュアル」を作成し、電子情報としてデータベースに掲載することにより、業務効率の改善を図った。その際、業務フローについては、独立行政法人化に伴う機材供与や相手国実施機関との合意文書にかかる外務省の事前承認の廃止などを踏まえて見直し、一部簡素化した結果を反映させた。

また、在外強化に向けた取組の一環として、在外事務所が技術協力プロジェクトを運営するために必要な業務ガイドラインを整備した。さらに、ホームページによる技術協力プロジェクトの事業紹介を増やし、他ドナーとの連携の推進等に役立てるため、事業紹介用ホームページの作成にかかるガイドラインを整備した。

小項目 No. 15 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

【中期計画】

(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、

- 各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。
- 帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。

【年度計画】

- ア. 研修コースの評価について、平成15年度に実施する集団コースにかかるコース実施結果を総括し、必要に応じて、改廃も含めた改善策を講じる。
- イ. 平成16年度に新設する集団コースについて、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、研修員が習得すべき具体的な到達目標とそれを測るための方法を予め明確にする。
- ウ. 帰国研修員やその同窓会あるいは帰国研修員が所属するカウンターパート機関等が実施する様々な活動を支援するために、ソフト型フォローアップ協力を促進する。

【当年度における取り組み】

研修員受入について、平成15年度実施の全ての集団研修コースの評価を行い、結果をコースの改廃を含む改善策の検討に活かすとともに、平成16年度に新設する集団コースについて事前評価を行った。また、帰国研修員等に対するフォローアップについて、現地への要員の派遣や広報活動の促進、実施体制の強化などに取り組み、その質的・量的な充実を図った。

1. 研修コースの評価の実施

(1) 平成15年度実施コースの評価等

平成15年度実施の全ての集団研修コース387コースに関し、評価会における研修員からの意見、質問票からの情報、研修監理員からの報告書、研修委託先からの報告書を総合して研修コースの評価を行い、コースの改善策の検討を行った。これらのコース実施結果を総括し、28コースについて平成15年度をもって終了する（うち3コースは内容を整理し類似コースに吸収）こととした。

(2) 平成16年度新設集団コースの事前評価の実施等

平成16年度の新設要望コース12件について、JICA国内機関あるいは研修協力機関がその計画案を策定し「新設計画票」としてとりまとめ、右に基づき、集団研修コースとして本邦で実施することの妥当性、到達目標・カリキュラムの妥当性、対象者の妥当性、経費の妥当性の観点から、事前評価を行った。その結果、12件のうち6件を平成16年度実施案件として採択した。

これら新設コースについては、事前評価に際して設定した到達目標に対する評価方法を定めており、今後、各研修参加者が、これら到達目標をどの程度達成し得たかをもってコースとしての評価を行う予定である。かかる評価方法は、平成15年度に導入を開始したものであるが、これら新設コースのほか、平成16年度に継続実施を予定している全てのコースに導入する予定であり、同評価の事前準備として平成15年度下半期に、平成16年度継続予定コース362件中321件（88.7%）について到達目標の設定を行った。

2. 帰国研修員等への各種支援の充実

ソフト型フォローアップ事業として、日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を共有し発展させるため、研修員自身あるいは所属する政府機関が行うセミナーの開催や調査研究、教材作成等の活動への協力を行っている。また、帰国研修員への情報支援や帰国研修員により結成された同窓会に対する支援等も行っている。

15年度には、ソフト型フォローアップ事業について帰国研修員による理解を広め制度を活用してもらうために説明会や情報誌による広報を行ったほか、内部実施体制の強化（在外事務所長の権限強化と運用の徹底、現地職員用英文版実施要領の整備等）を行った。この結果、平成15年度下半期におけるソフト型フォローアップの実績は65件（通年122件）となり、通年単位で対前年度比11%増となった。

小項目 No. 16 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

【中期計画】

(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。
またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。
- 特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。

【年度計画】

ア. 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用するために、登録者数の拡大を図る。

イ. 透明かつ適正な手続きによる選定を行うために公示による人選を拡大する。

ウ. 専門家の選定のためのガイドラインを作成する。

エ. 人選基準を設ける。

オ. 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価体制の充実のために、評価方法や評価結果の取扱いに係るガイドラインを整備する。

カ. コンサルタント選定における競争性を高めるために、調査の種別による評価表やプロポーザルへの記載項目及び価格加味を含めた評価方法の検討を行う。

キ. 業務実施の実態に即した評価項目の設定など実績評価の改善のための方法を検討する。

ク. 特に緊急な選定手続きが求められている案件については、案件発注の見通しを前広に公示することにより選定手続きの期間を短縮させる。

【当年度における取り組み】

質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うため、専門家においては民間人材の登録者の拡大を図るとともに、コンサルタントについては選定方法の改善策をとりまとめた。また、緊急案件におけるコンサルタント選定を迅速化した。さらに厳正な評価と以後の選定に反映させる観点から専門家の業績評価のガイドライン(案)の作成及びコンサルタント実績評価の改善策を作成した。

1. 民間人材の積極的活用

(1) 民間からの専門家候補者の登録者拡大

幅広い人材の確保を目的に、ホームページ上で人材登録ができるようにするとともに、登録拡大のための広報活動を行い、15年度下半期の実績としては登録者4,029人(平成15年9月末時点)が4,607人(平成16年3月末時点)に増加した。

<登録制度の広報活動を実施したイベント>

平成16年11月：ワンワールドフェスティバル(大阪)

国際開発学会(名古屋)

平成16年12月：国際協力フェスティバル2003(兵庫)

平成17年 2月：国際協力を志す人のためのセミナー(東京)

国際協力を志す人のためのセミナー(兵庫)

(2) 透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備

機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として、「専門家人選のあり方」「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」「公募の手続きについて」の3つのガイドラインを作成した。また、関係省庁の協力を得て専門家人選のための審査基準(専門性と技術力、伝達力、社会性と適応力等)を作成した。なお、人選のための委員会については、平成15年度下半期に検討が行われた16年度新規案件に係る人選から制度が導入されたため、平成16年度以降に必要なに応じて開催される予定。

また、民間人材の活用を拡大するため、従来登録者から抽出した候補者を面接して選考していた短期派遣専門家については、原則的に公示によって人選を行うこととした結果、公示案件数(人数)は14年度には67件であったが15年度下半期104件、通年139件となり、対前年度比で72件(人)増加した。

<専門家の選定のためのガイドライン>

「平成16年度 専門家の人選のあり方」

専門家の人材リソースや人選方法を判断するためのガイドライン。民あるいは官に専門家を求める際の判断基準や、専門家の業務内容や国内における人材の賦存状況に基づく人材の選定方法を規定している。

「平成16年度 専門家人選に係る関係各省(庁)への協力依頼」

関係省庁が専門家の推薦をJICAに対して行う場合の手続きと基準を定めたガイドライン。官民から最適な人材を確保するための人選委員会の開催に係る手続きを整理するとともに、関係省庁が専門家を推薦する際の留意事項や専門家人選基準を規定している。

「平成16年度 公募の手続きについて」

人選の透明性と公平性を確保するために、民間から専門家を人選する場合の手続きを

取りまとめたガイドライン。募集方法や選考方法、選考スケジュールについて規定している。

<人選基準>

- ・専門性と技術力（職歴、学歴、業績、資格）
- ・伝達力（語学力、コミュニケーション能力）
- ・社会性と適応力（海外業務に係る適応性、協調性）
- ・その他（健康状態、年齢、過去の活動状況）

2. 人材の業績評価の充実

平成15年度下半期には、これまで実施してきた「専門家等再活用適性度調査」を見直し、専門家の業績の評価に重点をおく「専門家等業務実績評価制度（仮称）」を導入するための準備として、同制度に係るガイドライン案を作成した。新制度では、評価項目の増加、評価対象専門家の拡大、専門家受入れ機関による評価等を検討しており、平成16年度には広く在外事務所等からの意見も聴取したうえでガイドラインの決定、試行的導入を行い、17年度から本格実施予定。

3. コンサルタント選定方法の改善

コンサルタント選定方法の改善のため、15年度下半期においては以下のような方策の検討を行った。16年度以降、順次実施していく予定である。

業務内容が定型的な一部の事業に関しては価格競争性を高めるため、プロポーザルの技術評価が僅差の場合に価格要素がより大きく評価される評定方法を導入するとともに、コンサルタントからの提案が重視される事業については、コンサルタントによるプレゼンテーションの評価方法を導入するなど、事業内容に応じたプロポーザル評価方法を検討した。

また、コンサルタント実績評価においては、評価者によって極端な差が出ないように、採点方法や評価対象、判断基準の明確化を行うとともに、これまで公開してこなかった評価結果についてコンサルタントへの評価結果の通知などの方策を検討した。

4. 緊急案件における選定の迅速化

案件公示から契約締結までの期間は、通常72日（新規の業務実施契約の平均所要期間）を要しているが、15年度上半期に「緊急支援案件」のための契約制度を設計し迅速な選定を行う体制を整備した。この制度により15年度下半期に実施した緊急支援案件3件（すべてイラク関連の予備的な調査）の業務実施契約では、公示から契約までの平均所要期間は34.6日となった。

<15年度下半期の緊急案件>

- 1) 「イラク復興支援予備調査」（無償資金協力部）：28日

2) プロジェクト研究調査「イラク国のインフラ整備緊急復興支援に係る支援プログラム策定に関する本邦および周辺国における基礎調査」(社会開発調査部) : 35日

3) プロジェクト形成基礎調査「イラク国電力セクター整備緊急支援ベースライン調査」(鉱工業開発調査部) : 41日

※上記日数は土日祝日を含む。なお、3)は該当期間に年末年始が含まれており、その期間を除くと32日になる(この場合、3件の平均日数は31.6日)。

(ロ)無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

小項目 No.17 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

【中期計画】

無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

【年度計画】

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインの改訂及び入札情報等の公開等を進める。

【当年度における取り組み】

実施促進業務の一層の効率的な実施のため、外務省と機構の役割分担の見直しを行い、その結果に基づく各種ガイドラインの改定を行った。また、競争性、透明性確保のため標準書式や入札情報にかかる情報公開の促進を行った。さらに、無償本体事業の適正な実施および透明性の確保に資するため、外部監査を実施した。

1. 効率的な実施促進業務のための取り組み

機構の独立行政法人化に伴い、実施促進業務の効率化のため、外務省が従来審査・承認を行っていた第三国調達・残余金使用・設計変更については機構に委譲された。これを受けて、機構の実施促進業務の一部（入札図書・事前資格審査報告書・入札評価報告書等の確認、第三国調達・残余金使用・設計変更に係る審査・承認）について、一括して外務省に事後報告することとした。また、機構による契約の認証前審査を平成16年度より廃止することとした。これらに伴って「無償資金協力ガイドライン」並びに「コンサルタント業務の手引き」及び「コンサルタント業務資料集」の改定を行った。

2. 競争性・透明性の確保のための取り組み

- (1) 競争性の一層の向上のため、入札準備期間を30日から45日に延長する措置及び事前資格審査条件を緩和する（近隣国での実績に限らず、海外全ての実績を対象とする等）措置に関するガイドラインの変更を行った。
- (2) 事前入札参加資格審査公示例・書類例（英語）の作成及びコンサルタント契約書フォームの改定を実施し、これらをホームページへ公開した。
- (3) JICAプラザおよび外務省ホームページにおいて、契約の認証後、入札予定価格の公表を行った。
- (4) 第2次ODA改革懇談会最終報告、外務省10の改革及び外務省を変える会最終報告の提言を踏まえ、平成15年度より外部監査が導入された。無償資金協力に係る監査については、平成15年度下半期にアジア（1件）、アフリカ（2件）、大洋州地域（1件）

の15年度終了案件を対象に技術監査を実施した。

(ハ) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 3 号）

小項目 No. 18 国民等の協力活動の充実

【中期計画】

(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。

【年度計画】

ア. 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては内外のニーズに柔軟に対応するため、参加メニューの多様化のための基本的な計画を作成する。

イ. 参加者の増加を図るために事業全体を見直した上で、対応策についての基本的な計画を策定する。

【当年度における取り組み】

ボランティア活動等を志望する国民にとってより参加しやすい事業とするため、青年海外協力隊等のボランティア事業について参加方法の多様化のための基本方針を作成するとともに、草の根技術協力事業については積極的な説明会の実施や手続きの迅速化に努めた。

1. ボランティア事業の充実

海外の協力活動に参加したいという多くの国民の希望に応えるため、15年度下半期には青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの事業全体を見直し、内外のニーズに柔軟に対応できる短期派遣制度等、事業を充実させるための基本方針を以下のとおり作成した。16年度から制度や運用面での詳細な検討を行い、順次実施に移していく予定。

- ・国内の参加ニーズを踏まえた派遣計画を策定する。
- ・課題及びプログラム単位で中期的な国別派遣計画を策定した上で、右計画に沿った者の確保を行う。
- ・ボランティアとして適切な処遇制度を検討する。
- ・原則2年間（あるいは1年間）となっている派遣期間を見直し、希望者が参加しやすかつ途上国側のニーズにも対応できる短期派遣制度を策定する。

15年度（通年）のボランティア事業への参加者数は1,682人（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等の合計数、15年度下半期1,122人）であり、14年度に比して10名の減少（0.6%減）となった。減少の原因としては、派遣国の治安状況の一時的な悪化により出発時期を遅らせたケース（ウズベキスタン協力隊員：8名）、や、出発直前に辞退や延期を申し出る者が複数名（シニア海外ボランティア：3名）発生したことなどである。

< ボランティア事業への参加者数の内訳 > ※（ ）内は14年度実績

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・ 協力隊員（一般派遣） | 1,136人（1,141人） |
| ・ 協力隊員（一般短期、隊員経験者の短期再派遣） | 56人（63人） |

・シニア隊員（高度な要請に対し、隊員経験者のうち語学等に秀でる者を再派遣）	31人（15人）
・バックアッププログラム（隊員の活動を補完し、かつ国民に対し本事業の普及を図るための短期派遣）	31人（9人）
・シニア海外ボランティア	428人（464人）
	合計1,682人（1,692人）

2. 草の根技術協力事業の充実

草の根技術協力事業は、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」、及び地方自治体との連携により実施する「地域提案型」がある。平成15年度には、地方自治体やNGOからの要望に応え、事業への参加を容易にするため、各事業の対象を明確化するとともに応募から契約締結までの手続きを迅速化した。

具体的には、募集要項の改訂（事業の趣旨、事業形態、対象団体・資格要件、対象分野・重視される事業内容等の明確化）、事業説明リーフレットの作成、各国内機関による説明会の実施などを行った。また、草の根パートナー型について、審査期間は2ヶ月以内を遵守し、採択内定を通知したうえで、相手国の了承取り付け、実施のための契約締結まで迅速に手続きを進めた。

平成15年度（通年）に契約締結を経て事業を開始した案件数は、112件（地域提案型、草の根協力支援型、草の根パートナー型の合計）となった。

3. その他の取り組み

中南米の日系人社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員142名に対して本邦で技術研修を行った。また、中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして24名、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして46名派遣した。

小項目 No. 19 ボランティアの人材確保及びサポート

【中期計画】

(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、

● 青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。

【年度計画】

ウ. 現職参加促進のため、現職教員特別参加制度のさらなる普及にかかる方針を検討した上で、平成16年度春募集キャンペーンにおける具体的な広報策・制度改善の方針を策定する。

エ. 登録制度のあり方の見直しを行う。

オ. 短期・集合型の技術補完研修について、見直し対象とするものの選定を行う。

カ. ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画を策定する。

キ. シニア海外ボランティアの交通安全対策について、交通安全委員会の設置を促す方策を含めた方針を策定する。

ク. 帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい支援を行うために、各支援制度の見直しを行い、進路決定に向けたより実効性の高い制度の構築を図る。

【当年度における取り組み】

青年海外協力隊等について、適格な人材の確保のための教員の現職参加の推進や条件付等登録制度の導入等の取り組み、派遣者への医療・交通安全面でのサポートの充実、並びに参加環境改善のためのアンケート等調査等を実施した。

なお、参加メニューの多様化や参加者の増加のための対応策についての基本的な計画の策定にかかる実績については、小項目 No. 18 の取り組みに記載している。

1. 適格な人材の確保

(1) 地方公共団体等を通じた募集)

青年海外協力隊への教員の現職参加を促進するため、平成13年度に創設された「現職教員特別参加制度」の知名度を高め、関係者の理解を得るための取り組みを行った。具体的には、平成16年度の春募集に向け、文部科学省と連携して共同でパンフレットを作成し、全国の教育委員会及び学校に送付した。また、各国内機関においては、ボランティア出発時の自治体表敬などの際、この制度による応募の勧奨を依頼した。

また、地方公務員の現職参加に必要な「派遣条例」については、47都道府県は全て同条例を制定しているが、市町村レベルでは全体の1割の290の自治体が条例を制定しているにすぎな

い。このため、総務省と連携をとり、市町村の自治体首長あてに「派遣条例」の制定をお願いする依頼状を送付し、地方公務員の協力隊参加の促進に取り組んだ。

(2) 登録制度の積極的な活用

青年海外協力隊の登録制度のあり方を見直し、次の方策を策定した。

- 第一次選考合格者を全て登録者とし、在外事務所が登録者の資質にあった新たな要請を開拓する。
- 健康診断の結果、一定期間の治療（療養）を経れば問題なく赴任できる者を対象として、健康条件付登録制度を設ける。

このうち、健康条件付登録制度については、平成15年度春募集を対象に試行的に導入した結果、有効な結果を得たので、平成15年度秋募集から本格的に制度を導入した。健康条件付登録をした82名のうち23名が平成16年3月末時点で健康条件をクリアし、派遣国の確定を待っている状況にある。この成果もあって、平成15年度下半期に241人の新規の登録があり、登録者数は通年で429名、対前年比27%増となった。

(3) 技術補完研修の充実

青年海外協力隊の選考合格者のうち、基礎的な知識・技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識・技能・経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。現在実施している短期・集合型の25コースについて、対象者（職種）、研修項目、実施に至った経緯、研修生に対する有益性、問題点についてとりまとめを行い、8コースについて見直しを行うこととした。うち、15年度下半期には3コースについて対象職種や日程の見直しを行い、残りは16年度に具体的な見直しを行うこととした。

<見直し対象とした技術補完研修コース>

- 1) 類似コースを可能な限りまとめることにより研修の効率性をより高められると判断した3コース：「マラリア」、「感染症対策」、「熱帯病研修」
- 2) 各研修項目・内容の妥当性等について再度確認を行う必要があると判断した3コース：「国際環境衛生講座」、「畜産分野概論」、「コンピューター技術」
- 3) とりまとめを行う過程で先行して見直しを行った3コース：

「国際環境衛生講座」

参加対象職種の妥当性について検証を行った結果、対象者の経験や要請内容によっては研修が必ずしも必要としない職種も含まれていたことから、14年度選考では12職種であったものを15年度の選考から4職種に絞ることとした。

「村落開発普及員」

技術指導委員からのアドバイスにより、村落などで貧困削減を目指し住民と直接活動する機会のある者に対し、実際に日本の農村に滞在しながら、農村経験を学習させる機会を提供するために、従来のコース（5日間）のものとは別に新しいコース（約20日間）を立ち上げた。

「地域看護」

一部研修科目に重複が見られたことから研修科目の整理を行い、全体で従来5日間であったものを4日間とした。

2. 医療及び交通安全対策の充実

協力隊員及びシニア海外ボランティアの健康管理のサポート体制を強化するため、健康管理員（看護師等）の未派遣国への新規派遣について、各国の医療・生活環境状況や事業内容等を勘案して中期的な健康管理員配置計画を策定した。また、同計画に基づき、平成15年度下半期には新規にタイ、ブルキナファソ、モンゴル、及びヨルダンの4カ国に健康管理員を配置した（同年度上半期には新規にドミニカ共和国、グアテマラ、及びアフガニスタンの3カ国に派遣しており、15年度通年では7カ国）。

交通安全対策については、交通安全に関する情報・経験のボランティア間での共有、及び交通安全委員会の設置等に努めてきた。その結果、平成15年度後半において、シニア海外ボランティア派遣国のうち4ヶ国（パプアニューギニア、フィジー、パラオ、ガーナ）において交通安全委員会が新たに設置された（通年ではブータン、ドミニカ共和国を加えた6カ国）。また、他のシニア海外ボランティア派遣国においても、委員会の形をとってはいないものの、ボランティアによる交通安全に関する情報交換等が実施された。

3. 参加環境の改善

平成15年度下半期には青年海外協力隊の帰国者の進路対策支援の充実を図るため、支援制度の見直しや進路選択に関する制度構築を検討した。具体的には、帰国隊員及び進路相談カウンセラーから支援制度の改善に関する意見を聴取し、メーリングリストを利用した情報共有の向上などが提案されたほか、国際機関を志願する隊員のキャリアアップ支援（JPOセミナーの開催等）及び企業の求める人材の把握のための調査に着手した。

小項目 No. 20 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

【中期計画】

(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

- 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。
- 国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。

さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。

また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。

【年度計画】

- ア. 草の根技術協力についてはこれを拡大し、国民の発意を積極的に支援する。
- イ. 事業例等につきわかりやすい形での説明を行うとともに、ホームページにおける事業例の紹介を充実させる。また、閲覧者からホームページへの意見を求め内容の改善に資するための仕組みを整備する。
- ウ. NGO等の活動に役立つ途上国の情報を、10ヶ国について整備しホームページ上で公開する。
- エ. 手続きの簡素化・迅速化のための事務合理化について、NGO等と意見交換を行い、その議事録をホームページで公開し、広く国民に意見を求めた上で合理化案を策定する。
- オ. 地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、国際協力推進員の増員、NGO-JICA ジャパンデスクの増設及び市民参加協力事業の推進を図る。
- カ. 国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上等での広報を拡充する。出前講座については件数の増加に努める。
- キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業の案件数を増加させる。

【当年度における取り組み】

草の根技術協力事業について、事業を導入した昨年度からの取組を本格化し、計112件(地域提案型、草の根協力支援型、草の根パートナー型の合計)の案件を開始した。あわせて、ホームページでの事業内容・事業例等のわかりやすい形での説明に努めたほか、応募相談や情報提供依頼に積極的に応じた。また、事業実施に際し必要な対象各国の情報提供を行うとともに、NGO等からの提言を受け事務合理化を行い、手続きの簡素化・迅速化を図った。

1. 草の根技術協力事業にかかる説明・相談等

毎月のNGO-JICA連携事業検討会でのNGO側との意見交換に基づき、募集要項を改訂し、本事業の趣旨や対象分野・重視される事業内容等を更に明確にしたほか、本事業に関する簡易なリーフレットを作成し、事業の広報に活用した。

応募相談や情報提供依頼については、本部のみならず、国内の国際センターや在外事務所に設置したNGO-JICAジャパンデスクが窓口となって積極的に応じ、15年度下半期に1,787件の応募相談・依頼を受け付けた。また、ホームページにおいて、募集要項、本事業実施のための手引きや、実施中の案件の案件概要や活動の写真等の事業例を掲載するなど掲載内容を改善した結果、下半期のアクセス数が53,526件(平成15年度通年88,857件)となり、通年単位で前年度比4.4%の増加となった。なお、右ホームページにおいては、NGO-JICA連携事業検討会の議事録のほか、一般の閲覧者からも制度改善のための意見を募る電子メールアドレスを掲載している。

2. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

15年度下半期には、これまで草の根技術協力事業の実績のある11カ国(インドネシア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、スリランカ、ネパール、ブラジル、アフガニスタン、南アフリカ共和国)について、事業の実施にかかる相手国からの了承の取り付け方法、相手国におけるNGO登録等の要否、これら手続きのための概ねの所要時間など、協力を実施する上で必要な情報を取り纏め、ホームページに掲載した。

3. 草の根技術協力事業の事務合理化

NGO-JICA定期協議会(四半期毎)及びその下部機関であるNGO-JICA連携事業検討会(毎月)を開催し、草の根技術協力事業の手続きの簡素化・迅速化のため、NGO側からの提言を受け、1)事務処理、2)会計監理、3)募集要項及び実施の手引き、4)連絡・報告体制、5)連携のあり方、6)管理体制について、改善のための検討をした。その結果、例えば、草の根パートナー型支援においては15年度にはプロポーザル審査期間(採択内定まで)を4ヶ月から2ヶ月に短縮、活動内容の変更に伴う契約変更等への柔軟な対応、募集要項・経費関係書類の電子データによる公開、連絡先・書類提出先の一元化等の案を策定し、実行に移した。また、以上の会議の議事録を公開するとともに、事業にかかる意見・提言を一般から広く受け付けるホームページを開設した。

4. 国際協力の試みに対する支援体制の充実等

(1) 国内外の支援体制の充実

国内においては、15年度下半期に新たに6つの地方自治体に各1名の国際協力推進員を配置し、主にこれら地域に在住する団体・個人が国際協力に参加する際の支援体制を強化した。なお、これにより国際協力推進員を配置した自治体は計51自治体となった（対前年度比13%増）。

他方、海外においては、日本のNGO等市民団体に対する各種情報提供や、開発途上国の現地NGOとのネットワーク形成にかかる支援などを目的とするNGO-JICAジャパンデスクを、東ティモール、ブラジル、スリランカの3カ国（通年12カ国）に新設し、その設置国数の合計は17カ国となった（対前年度比12カ国増）。

(2) 市民参加協力支援事業の推進

国内各地において地域の団体の発意を生かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業の推進を図った。各自治体への国際協力推進員の配置を進めてきたことなど支援体制の充実が反映され、事業への要望は増加の傾向にあり、平成15年度下半期で118件（通年162件、平成14年度71件）の事業を支援した。

<NGO-JICAジャパンデスク設置国>

(平成14年度設置)

インドネシア、バングラデシュ、ネパール、メキシコ、エチオピア

(平成15年度設置)

フィリピン、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、東ティモール、スリランカ、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ブラジル、ケニア

5. 国際協力の体験を還元する機会の充実等

(1) 国際協力に関する出前講座

職員や青年海外協力隊OB・OGなどの国際協力経験者を教育現場を中心に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、講座の様子をホームページで紹介するなど、広報活動を拡充した。その結果、教育現場などからの要望が増え、下半期で1,276件（通年では2,178件、14年度に比べ12%増）の出前講座を実施した。

(2) 地方自治体、国際交流協会、NGO等との共催

国内各地で地方自治体、国際交流協会、NGO等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を積極的に支援した。その結果、上記市民参加協力支援事業として実施したものも含め、下半期に190件（通年では302件、14年度比43%増）の支援を行った。

小項目 No. 21 開発教育支援

【中期計画】

(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。
具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。
- 開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。

【年度計画】

- ア. 教育現場への講師派遣、教材提供や国内機関・本部を訪問する学校数の増加に努める。
- イ. 開発教育の観点からの教育現場からの求めに対応するため、開発課題に関するホームページ上での情報提供を充実させる。
- ウ. 教員や開発教育 NGO 等の意見を取り入れつつ、利用しやすいホームページを作成する。
- エ. 開発課題等への理解を促進するための教員向けプログラムを充実させ、併せてプログラム参加人数の増加を図る。

【当年度における取り組み】

開発教育支援の観点から、出前講座の紹介等ホームページの充実等を実施した結果、ホームページアクセス数や出前講座数の要望が増加した(出前講座数は対前年度比で12%増加)。また、開発教育の指導者を対象とした研修についても対前年度比42%増となった。

1. 教育現場との連携強化

(1) 国際協力経験者による体験の還元

職員や青年海外協力隊OB・OGなどの国際協力経験者を教育現場を中心に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、講座の様子をホームページで紹介するなど、広報活動を拡充した。その結果、教育現場などからの要望が増え、下半期で1,276件(通年では2,178件、14年度に比べ12%増)の出前講座を実施した。

(2) 本部・国際センターでの学生・生徒への対応

修学旅行生や学生等による機構の本部・国際センター等の訪問に対し、若手職員等が交代で国際協力事業の説明などを行っている。平成15年度下半期は326校(8,312人)あった。通年では873校(19,638人)、学校数の対前年度比は4%増となった。

(3) 開発教育に関する情報提供の充実

開発教育の観点で教育現場からの求めに応えるため、環境、人口問題、貧困等、地球上の様々な問題を紹介し、自分達に何ができるのかを一緒に考えていくコンテンツ「ぼくら地球調査隊」をホームページ上に掲載した。この他、ホームページのリニューアル及び新たなコンテンツ追加により、開発教育ウェブサイトのトップページへのアクセス数は、15年度下半期33,232

件（通年55, 615件、14年度に比べ15%増）となった。

2. 開発課題等への理解の促進

（1）教員の国際協力現場の理解促進

教員が国際協力現場を訪問することにより、途上国問題への理解を深め開発教育に役立ててもらうため、従来より中学・高校教師を対象に教員派遣を実施してきた。15年度には対象を小学校教員にも広げることとし、計9チーム126名（14年度89名）を派遣した。

（2）開発教育指導者への研修の拡充

主に教員を対象とした開発教育の担い手養成研修を15年度下半期に22件実施、延べ989人の参加を得た。通年では延べ2,118人（46件）、対前年度比42%増となった。なお、これまでの研修の成果として教員を中心とした参加者によるネットワークが形成されてきた地域もある（例：D-Net（札幌）、みやぎ開発教育ネットワーク、いしかわ地球市民を考える会等）。

(二) 海外移住（法第13条第1項第4号）

小項目 No. 22 海外移住者に対する支援

【中期計画】

本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。

【年度計画】

本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成・緊急を要するインフラ分野を重点として、効果的・効率的に実施する。

【当年度における取り組み】

移住事業の重点化を図るため、日系団体が運営する各種事業への助成では高齢者福祉、日本語教育を中心とした分野の支援を行うとともに、将来の日系社会を担うリーダー育成を支援した。また、一般の経済・技術協力の枠組みのなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。

1. 事業の重点化

(1) 海外の日系団体への支援

平成15年度には、移住者に一層の自助努力を明確に求めつつ、移住者団体が行う医療衛生や日本語教育を中心とした事業に対して合計48団体の助成を行った。

高齢者福祉においては、パラグアイ、ボリビアの移住地にある5診療所の運営にあたる中心的な人材を日本に招へいし、移住者の高齢化に伴う診療所機能の見直し、自立に向けた今後のアクションプランの作成について協議した。また、日本語教育においては、中南米の現地日本語教師のレベルアップ、ネットワーク強化を図るため、ブエノスアイレスで開催された「汎米日本語教師合同研修会」経費の助成及び講師の派遣を行った。

(2) 将来の日系社会を担うリーダー育成

平成15年度には、日系社会リーダー育成事業の対象として、新規に14名を受け入れた。

2. 経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組みの中で日系社会の支援を合わせて行っていくことを目的として、以下の協力を行った。

(1) アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ドミニカ共和国において、日系社会が裨益する農業、保健医療等分野の事業を18件実施した（14年度：16件）。

(2) 中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員142名に対して本邦で技術研修を行った。

(3) 中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層(40～69歳)を日系社会シニアボランティアとして24名、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年(20～39歳)を日系社会青年ボランティアとして46名派遣した。

3. その他の取り組み

横浜国際センター海外移住資料館(平成14年10月開館)の入館者実績は平成15年度に17,830人(1日当たり平均57人)となっている。展示をより魅力あるものとするため、初めての企画展「マツリ展～外国文化になった日本の祭」を開催した(開催期間:平成16年3月～同年5月)。

(ホ) 災害援助等協力事業（法第 13 条第 1 項第 5 号及び第 2 項）

小項目 No. 23 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGO との連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

(1) 緊急援助隊派遣

- ア. 緊急援助隊の携行機材の定期的な整備を実施する。
- イ. 緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が救助チームに関しては 2 4 時間以内、医療チームに関しては 4 8 時間以内になるように努める。
- ウ. 隊員の訓練・研修の充実については、INSARAG（国際捜査救助諮問グループ）アジア太平洋会議を開催し、訓練内容向上に役立つ情報を収集するとともに、救助チームの小隊長・中隊長レベルを対象とするリーダー研修を実施する。

(2) 緊急援助物資供与

- ア. 緊急援助物資供与については、適切な規模及び内容の援助の実施に資するため、物資供与に関するフォローアップを実施する。
- イ. NGO との円滑な連携を実現するための基礎的情報を収集するために NGO との意見交換を行う。

【当年度における取り組み】

国際緊急援助隊の派遣については、迅速かつ効果的な緊急援助活動を実施するため、被災国からの要請にもとづく主務大臣からの指示を受けてから迅速に出発する体制づくりを行うとともに、緊急援助隊登録者の研修・訓練の充実を図った。

1. 国際緊急援助隊の派遣

(1) 緊急援助隊の迅速な派遣

国際緊急援助隊は、主務大臣からの指示後 2 4 時間以内の救助チーム派遣と 4 8 時間以内の医療チーム派遣を目指している。平成 15 年度下半期に派遣されたチーム 2 件の実績は、イラン地

震（平成15年12月）の医療チーム派遣は10時間、モロッコ地震（平成16年2月）の救助チームの派遣は12時間と、いずれも目標時間以内に出発させることができた。

なお、これらの派遣が命令後極めて素早くできた背景には、被災現場が首都から離れた地域であり、被災国政府の情報収集に時間を要したことから、要請の発出がなされるまでの時間を利用して、機構として適切な準備を実施したことがある。

また、国際緊急援助隊救助チーム及び医療チームの迅速な派遣のために、成田空港の倉庫に携行機材を備蓄しており、平成15年度は備蓄している機材の内容について専門家の意見を反映させて改善に努め、また機材の保管状況の総点検を実施した。

（2）研修・訓練の実施状況

研修・訓練は救助関係者、医療関係者、業務調整員に区分して実施しており、平成15年度下半期の実績は以下のとおり。

- ・救助関係者：リーダー研修（30名）
- ・医療関係者：導入研修（46名）、中級研修（210名）
- ・業務調整員：業務調整員研修（機構職員74名、青年海外協力隊OB45名）

研修訓練の質的向上のためには救助活動に関する国際的な動向の把握が不可欠であり、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）と外務省と協力して国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）の地域国際会議（神戸）を開催し、収集した情報を救助チームリーダー研修に反映させた。

これらの研修・訓練の成果の一つとして、当該期間に派遣された2チームは、国連人道問題調整事務所の現地業務調整センター（OSOCC：On Site Operations Coordinating Center）と密接に連携しつつ活動し、国連の方針に沿った活動を展開できた。

2. 緊急援助物資供与

（1）適切な物資供与の実施と業務改善の状況

平成15年度下半期の実績としては、6カ国（フィリピン・地すべり、イラン・地震、インドネシア・地震、モロッコ・地震、マダガスカル・サイクロン、イラク・洪水）に計8件の物資供与を行った。物資供与の規模及び内容の決定においては、要請書のみならず在外事務所や国連人道問題調整事務所（UNOCHA）からの情報も参考に適切な規模及び内容となるよう努めた。また、実施後のフォローアップとして、物資の配布状況、ニーズとの整合性の確認、並びに現地での報道振りなどについて在外事務所を通じて調査しており、物資送付先について改善をはかった。迅速な手続きの実施についても努力しており、フィリピンへの物資は諸外国からの援助物資の中で最初に到着した。

平成15年度下半期の物資供与の実績

国名	災害の種類	要請書受領日	物資到着日	金額(千円)	備考
フィリピン	地すべり	12/22	12/23	15,907	首都までの 輸送
イラン	地震	12/27	12/31	24,454	首都までの 輸送
イラン	地震	12/27	1/1	10,030	被災地まで の輸送
インドネシア	地震	2/08	2/12	12,973	被災地まで の輸送
モロッコ	地震	2/25	2/28	15,699	被災地まで の輸送
マダガスカル	サイクロン	2/27	3/1	12,993	被災地(首都) までの輸 送
マダガスカル	サイクロン	3/16	3/19	15,782	首都までの 輸送
イラク	洪水	3/30	4/1	20,968	クウェート までの輸送

(2) NGOとの連携の実施状況

NGOとの連携を進めるため、平成15年度下半期についてはジャパンプラットフォームと外務省が開催する人道緊急援助(医療セクター)に係るセミナー及びシンポジウムに協力した。この作業を通じて、ジャパンプラットフォームと意見交換が進み今後この関係を更に発展させることが重要であるとの共通認識を確保した。また、イラン地震において支援を実施したジャパンプラットフォーム関連のNGOの報告会にも参加し、情報共有を行った。

(へ)人材養成確保(法第13条第1項第6号)

小項目 No. 24 人材養成確保の充実

【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

- ア. 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を行うためのホームページを作成し、対外的なサービスを開始する。
- イ. 専門家養成研修等の研修内容の見直しについての計画を策定するとともに、新規研修コースの開設及び一部研修の統廃合を行う。
- ウ. 人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを行う。
- エ. NGOについては、NGO人材育成研修、NGO-JICA相互研修を行う。
- オ. 国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の実施を推進する。

【当年度における取り組み】

国際協力人材センターにおいてホームページを通じた人材募集等の各種サービスを開始するとともに、国際協力関連イベントを通じて国際協力人材登録制度の広報を実施したこと等によって、専門家等の登録者は大きく増加した。また、専門家養成研修コースの改廃及び個人型研修プログラムの統合を行った。その他、インターンの受入、NGO人材育成研修、及び大学との連携講座等を実施した。

1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

(1) 国際協力人材センターの体制整備

第2次ODA改革懇談会の提言を受け、国際協力を志す人材をオールジャパンとして有効活用するため、国際協力人材センターを設置した。平成15年度10月にホームページを通じた人材募集情報や研修セミナー情報の提供、人材登録サービス、相談業務に係るサービスを開始した。

(2) 情報提供件数、情報提供制度の利用者数

国際協力人材センターのホームページでは、様々な団体が実施する国際協力に関する情報を提供するために、NGOや公益法人等に広く協力を呼びかけた。その結果、平成15年10月以降、70団体による求人情報94件及び研修・セミナー情報77件を掲載することができた。また、JICA事業については求人情報171件、研修・セミナー情報16件を掲載した。

これらの情報提供制度の利用者数は、平成15年10月以降、延べ106,571人が人材センターを利用した。主なサービスとそれぞれの利用実績値は以下のとおり。

求人情報利用者数（アクセス件数）	64,207件
研修・セミナー情報利用者数（アクセス件数）	15,076件
メール配信サービス（登録者数）	2,448件
相談サービス（利用者数）	100件

(3) 専門家等登録件数

国際協力人材登録制度は、国際協力に関する知見と経験を有する既存の援助人材を確保し、機構だけではなくオールジャパンの国際協力人材バンクとして活用されることを目的としている。今期については、登録手続きをホームページ上で出来るようにして利便性の向上を図るとともに、国際協力関連イベント等を通じて登録制度の広報を行い、登録者数の拡大を図った。その結果、平成14年度末の登録者数3,352人に対し、15年度通年で1,255人増（15年度下半期では578人増）となり、平成15年度末の総登録者数は4,607人となった。

<登録制度の広報活動を実施したイベント>

平成16年11月：ワンワールドフェスティバル（大阪）

国際開発学会（名古屋）

平成16年12月：国際協力フェスティバル2003（兵庫）

平成17年 2月：国際協力を志す人のためのセミナー（東京）

国際協力を志す人のためのセミナー（兵庫）

2. 専門家養成研修の見直しと充実

機構は、開発途上国において技術移転を行う技術協力専門家や、将来国際協力分野での活躍を希望する若手人材等を対象にして、それぞれのニーズに応じた各種の研修を行っている。平成15年度においては、専門家養成研修コースの改廃及び個人型研修プログラムの統合を行った。

(1) 専門家養成研修の見直し

技術協力専門家の希望者が必要な知識や手法等を修得するため、8週間の「技術協力専門家養成研修」を実施している。平成15年度に実施した16分野17コースについて、関係者へのアンケート及びヒアリング等を行い、平成16年度実施へ向けた見直しを行った。各コースの応募状況、受講生の専門家等としての活用状況等を検討し、17コースのうち4コース（海洋環境保

全、技術教育・職業訓練等)について休止又は他コースと統合し、4コース(復興支援初級、ガバナンス等)を新規に開設することとした。

平成15年度技術協力専門家養成研修の実施実績

コース名	受講者数	実施期間
農村開発	7	平成15年6月16日～8月8日
インフラストラクチャー	11	同上
プライマリ・ヘルスケア	8	同上
貧困対策	8	同上
法整備支援	3	同上
森林環境	5	平成15年10月6日～11月28日
海洋環境保全	5	同上
技術教育・職業訓練	5	同上
リプロダクティブヘルス	8	同上
社会・ジェンダー調査手法の実践	9	同上
農村基盤整備	8	平成16年1月19日～3月12日
インフラストラクチャー	10	同上
教育	8	同上
地球環境	9	同上
環境衛生	9	同上
感染症(ワクチン予防可能疾患)対策	3	平成15年6月16日～7月11日
復興支援(平和構築)	11	平成16年2月9日～3月12日

(2) 個人型研修プログラムの見直し

技術協力専門家等を目指す若手人材に対する個人型の研修プログラムとして、従来実施していた複数の制度(「ジュニア専門員フェーズ2制度」、「キャリアプログレス制度」及び「専門家育成個人研修制度」)を「専門家養成個人研修」として統合した。統合により、応募資格要件や募集手続きが簡素化されるとともに研修内容が改良された。平成15年度に行った新制度による募集では合計11名の研修生が選考された。

3. 幅広い人材育成のための取り組み

(1) インターンの受入

国際協力・開発援助に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に公募や大学との協定によりインターンの受入を行っている。平成14年度においては89名であったが、募集広報の強化、受入先ポストの拡大等に努めた結果、平成15年度下半期の受入人数は36人(通年では110人、対前年度比24%増)となった。

<公募によるインターン(JICA インターンシッププログラム)>

機構のホームページなどを通じた公募により対象者を選考し、応募者の希望と受入先部署の実習内容に応じて、本部、国内機関又は在外事務所において、1ヶ月から6ヶ月程度の期間、受入を行った。

<大学との協定等によるインターン>

大学が教育カリキュラムの一貫として行うインターンシップを、国内機関が大学からの要望に応じて随時、必要に応じて大学側と各国内機関が個別に協定を締結して、受け入れた。

(2) NGO人材育成研修等の実施

NGOの人材育成を支援するため、NGO人材育成総合プログラムとして平成15年度には6種の研修等を実施した。プログラムへの参加人数は平成14年度においては51人であったが、新規研修コースの開設や、募集広報の強化等に努めた結果、平成15年度下半期の実績は32人(通年では59人、対前年度比16%増)となった。

<NGO・JICA相互研修>

相互の経験やノウハウを学びあい、連携の基盤づくりを目的として、NGOと機構のスタッフが国内での合宿による演習等と海外課程による研修を実施した。

<NGO体験プログラム>

国際協力に関係する研究を行っている日本の大学院生を対象に、機構やNGOの事業に対する理解を深めてもらうことを目的として、機構と連携して協力活動を実施している日本のNGOの海外の活動現場へインターンとして派遣した。

<NGO活動現場への技術者派遣>

NGOの人材育成の支援を目的として、開発途上国で協力活動をしている日本のNGOの活動現場において技術指導や共同活動を行うため、日本の技術者を海外の活動現場へ派遣した。

<NGO人材育成研修(NGOスタッフのための国内/海外研修)>

NGOの中堅人材を対象に、NGOとしての国際協力の手法や技術を学ぶとともに、ODAや機構の事業の理解を深めるための研修を実施した。

<NGO国内長期研修>

将来のNGO活動の中心となる人材を育成することを目的として、NGOの専従スタッフを対象に、国内の大学院修士課程で学ぶために必要な学費等を支給した。

<NGO向けPCM研修>

NGOの中堅人材を対象に、開発援助の実務に必要なプロジェクトサイクルマネジメント（PCM）手法を学ぶための研修を新規に開設した。

（3）大学との連携講座の実施

平成15年度はこれまで要望のなかった大学や学部からも新規の依頼が増加しており、平成15年度下半期では49件（平成15年度の通年では74件）の連携講座を実施した。

(ト) 附帯業務（法第13条第1項第7号）

小項目 No. 25 附帯業務（プロジェクト形成支援、調査研究）の実施状況

【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

【年度計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

【当年度における取り組み】

1. プロジェクト形成調査等の実施状況

機構は開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、平成15年度下半期には23件（通年43件）のプロジェクト形成調査を派遣した。地域別の内訳は、アフリカ・中東地域で5件（通年11件）、ASEANで8件（通年12）、中南米その他で10件（通年20件）となっている。また、日本から調査団を派遣せずに現地コンサルタント等による調査を行う在外プロジェクト形成調査を30件（通年41件）実施した他、案件形成を目的とした特定域内ワークショップを11回（通年12回）開催した。

以上のような短期的な調査では対応が困難な各国の開発重点分野のより詳細な分析や案件形成支援等を行うため、各重点分野に精通した人材を企画調査員として派遣するとともに、現地事情に精通した現地人材を在外専門調整員として活用している。

こうしたプロジェクト形成調査等により、個々の案件の形成を支援したのみならず、これを通じて得られた情報や分析結果を、機構の国別事業実施計画における開発の方向性や協力の考え方の整理、更には、政府の国別援助計画の策定等に反映させることにより、案件形成・案件選定の総合的な向上に貢献した。

2. 調査研究等の実施状況

平成15年度（通年）には、調査研究は24件実施した。その内訳は、事業経験のレビューと援手法法の改善（7件）、国別・地域別及び分野・課題別の援助戦略（12件）、開発理論・援助潮流の整理と検討（5件）となっている。また、客員研究員に委嘱して行う研究は14件、各事業部が必要に応じて行う調査研究は18件実施した。

調査研究の成果の活用度を測るため、6件の調査研究について報告書の主要ユーザーによる有用性調査を試行的に実施した。この結果、関係実務者により概ねよく活用されていることが判明したとともに、今後の改善策についても明らかになった。また、機構全体の調査研究の方向性の総合調整、質の向上、成果の共有等を図る調整メカニズムとして、調査研究調整委員会を開催した。

平成15年度 調査研究

事業経験のレビューと援助手法の改善 (7件)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保健分野における日本の経験 (フェーズ2) ・ 開発途上国における廃棄物分野の協力の可能性 ・ JICA ボランティア事業の評価手法 ・ 環境社会配慮の見直しに係る調査研究 ・ 中南米地域日系社会との連携による国際協力のあり方 ・ 途上国に適用可能な地域活動 ・ 教育・保健分野における日本の経験
国別・地域別及び分野・課題別の援助戦略 (12件)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次 分野別ジェンダー・W I D研究 ・ 効果的なガバナンス支援のための枠組みの検討 ・ 開発課題に対する効果的アプローチ (農業・農村開発、リプロダクティブ・ヘルス、水資源) ・ 貧困削減と人間の安全保障 ・ 国別援助研究 パキスタン ・ 同 タイ ・ 同 ボリビア ・ 地域別援助研究 アフリカ (「アフリカ援助入門」) ・ 北東アジア、アンゴラ (基礎資料作成) ・ ソーシャル・セーフティ・ネット支援に関する基礎調査 ・ 水分野援助研究 ・ 第二次 人口と開発援助研究
開発理論・援助潮流の整理と検討 (5件)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 能力開発に向けた援助 (アジアの制度発展にかかる日・北欧・ハノイ・ワークショップ) ・ 人間の安全保障 (基礎資料作成) ・ 「PRSP と援助協調に関する論考」 (基礎資料作成) ・ 援助アプローチとその動向 (「援助の潮流がわかる本」) ・ アジア・アフリカ PRSP プロセス事例比較研究

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

小項目 No. 26（予算、収支計画、資金計画）

【中期計画】

(1) 予算（人件費の見積もりを含む。） 別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

[人件費の見積り]

期間中 54,925 百万円を支出する。

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

①平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までは積み上げ方式とする。

②平成 16 年度以降

次の算定式による

$$\text{運営費交付金額} = [\text{人件費} + \{\text{業務経費 (A)} + \text{一般管理費 (B)}\} \times \alpha] \times \beta + \gamma - \text{自己収入 (C)}$$

α : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

(i) 人件費

毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当}$$

基本給等 : 役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。

$$\text{基本給等} = \text{直前の事業年度の基本給等} \times \sigma$$

σ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度における具

体的な係数値を決定。

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、
毎事業年度の退職手当額。

(ii) 業務経費（人件費を除く）

毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。

$$\text{業務経費 (A)} = \{A (y - 1) - \gamma (y - 1)\} \times \varepsilon 1$$

A (y - 1)：直前の事業年度における業務経費（A）。

$\gamma (y - 1)$ ：直前の事業年度における特殊要因。

$\varepsilon 1$ ：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の
必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数とし
て、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具
体的な計数値を決定。

(iii) 一般管理費（人件費を除く）

毎事業年度の一般管理費（B）については、直前の事業年度における一般管理費（B）
と同額とする。

(iv) 自己収入

毎事業年度の自己収入（C）については、以下の数式により決定する。

$$\text{自己収入 (C)} = C (y - 1) \times \varepsilon 2$$

$\varepsilon 2$ ：政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度
の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を
決定。

(2) 収支計画 別表 2

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適
切な財務内容の実現を図る。

●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。

(3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【年度計画】

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表 1

2. 収支計画 別表 2

寄附金については実施要領を策定する。また、自己収入の確保に関しては、施設の外部利用
の拡充のための制度整備を行う。更に固定経費節減のため、国内・在外の機関の施設のあり方
を検討する。平成 15 年度は特に今後の研修、国民参加協力事業等の動向予測、各施設の立地

環境分析等を行い、効率的・効果的な施設運営計画を策定するため、「国内機関の総合的なあり方調査」に着手する。

3. 資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【当年度における取り組み】

1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

(1) 予算

平成15年度下半期予算については、事業団時代の予算科目による積み上げ方式により決定したものを機構の新予算科目に組替え決定した。

別表1の通り

(2) 収支計画

別表2の通り

(3) 資金計画

別表3の通り

2. 寄附金収入、自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績

寄附金については、寄付金等と寄贈品等に分類した上で実施要領案を策定した。その中で、受付の基準、承認手順、会計処理等の必要事項を定めた。

自己収入のうち、施設利用料収入については、計画額に対し5百万円の増、通年ベースでは平成14年度実績に対し、50百万円の増となっている。これは、横浜センターが平成15年度から本格稼働したことによる。また、自己収入の確保のため施設利用の向上を図るべく、貸付の対象、貸付基準、貸付料の算定方法、貸付要件等の必要事項を含む不動産等の一時使用の運用方針(案)を策定した。

固定経費の削減については、事務所借料(△36百万円)、公用車経費(△9百万円)、パソコン経費(△51百万円)等の削減を実施した。

予算の効率的執行については、長期専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当て等の合理化、研修員滞在経費の削減、機材調達経費の削減等に取り組んだ。

なお、運営費交付金債務の残額については、10,377百万円となっており、その内訳としては、以下の通りである。

契約済みで支払いが翌年度になるもの	7,338百万円 ①
前渡金	2,182百万円
平成15年度人事院勧告による給与の不使用額	354百万円

退職手当の不使用額	335百万円
計画済みのもので実施が翌年度になるもの	120百万円 ②
リース債務（旧法人契約の元本返済分）	28百万円
たな卸し資産、前払費用、仮払金	16百万円

このうち、繰越し（①、②の合計、コンサルタント契約、機材調達等）は7,458百万円で、平成14年度の同実績（6,806百万円）より増加した。これは、15年度は半期（6ヶ月）ずつという短期間での執行が影響し、契約が遅れ気味となったことが原因である。

3. 国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績

(1) 国内機関

国内機関あり方調査については、全19機関（広尾訓練研修センター含む）を対象に訪問調査を行った結果、効果的・効率的な実施体制・機能についての改善案を第一次調査結果としてとりまとめた（詳細については、「7. 施設・設備に関する計画」に別掲）。今後、平成16年8月までに全調査を完了させる予定。

(2) 在外機関

在外事務所等のあり方については、在外強化の観点から、選択と集中により、適切な人員、機能の配分等を検討中である。

4. 融資事業における債権回収の実績

(1) 開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

回収額は計画額と比較し316百万円の増となった。

1) 回収額

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	875	1,191	316
利息	152	151	0
合計	1,027	1,343	316

2) 差額発生理由

元金：2案件について、償還期間を繰上げ一括償還されたため。

利息：元金の繰上げ償還に伴い貸付総額が減少したため。

(2) 移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。

回収額は計画額と比較し36百万円の減となった。

1) 回収額

(単位：百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	314	298	△14
利息	51	29	△21
合計	364	328	△36

2) 差額発生理由

元本：年度前半に約定日が多く回収が集中したため、後半は計画より若干下回った。

利息：履行期限内に弁済されなかった債権については、内部規程により弁済充当順序を変更し、元本優先充当を行ったため、計画を下回った。

注：上記各表は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。